平成２４年（フ）第１２７１号
大阪市西区西本町１丁目10番10号
破産者　株式会社はなまる生活
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５４号
神戸市兵庫区上沢通１丁目１番16号
破産者　株式会社大垣
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８号
松江市美保関町片江511番地
破産者　福田　達也
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３２号
広島市中区国泰寺町１－３－18、商業登記簿上の本店所在地広島県安芸郡海田町月見町11番14号
破産者　有限会社グリーンフラッシュ（屋号まるさ商店）
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７号
千葉県長生郡白子町幸治3986番地３
破産者　石井　利勝
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
千葉県夷隅郡大多喜町泉水195番地１
破産者　本吉　　力
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
千葉県長生郡長南町千手堂369番地11
破産者　佐藤千嘉男
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１４０９号
東京都武蔵村山市残堀１丁目38番地の２
破産者　有限会社鹿角サービス
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４１０号
東京都武蔵村山市中原３丁目８番地３
破産者　有限会社山信流通
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４３８号
東京都八王子市川口町1540番地341、商業登記簿上の本店所在地東京都八王子市平岡町23番８号エバーグリーンハウス201号
破産者　有限会社ジャパンバリュー
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４３９号
東京都八王子市川口町1540番地341
破産者　阿部　正也
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４４８号
東京都八王子市高倉町47－２都営アパート１－211、住民票上の住所東京都武蔵村山市中藤５丁目53番地の12
破産者　高野　　学
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７４号
神奈川県鎌倉市御成町４－16鎌倉ＮＳビル３Ｆ、商業登記簿上の本店所在地神奈川県鎌倉市浄明寺４丁目５番16号
破産者　株式会社インタース
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９８２号
神奈川県横須賀市安浦町２丁目24番地
破産者　ヨコスカホーム株式会社
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６６号
長野県上田市常入１丁目14番14号
破産者　株式会社上田小諸電気
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１４９号
岐阜市宮北町８番地
破産者　有限会社御園鋼機
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１５０号
岐阜市宮北町８番地
破産者　ミソノ株式会社
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１５１号
岐阜市美園町３丁目21番地１　クラウンズマンション美園702号室、開始決定時の住所岐阜市菊地町３丁目４番地　モアグレース菊地四番館203号室
破産者　熊田　勝基
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２５５号
静岡市清水区月見町16番６号
破産者　川原電気株式会社
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３６号
静岡県浜松市東区笠井町２番地２
破産者　株式会社大蔵組
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
静岡県浜松市浜北区本沢合115番地　スズキコーポⅢ－101号、前住所静岡県浜松市浜北区東美薗565番地の10
破産者　佐藤恵理子
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係